直接請求制度の概要・これまでの主な改正内容等について

直接請求制度について

制度趣旨

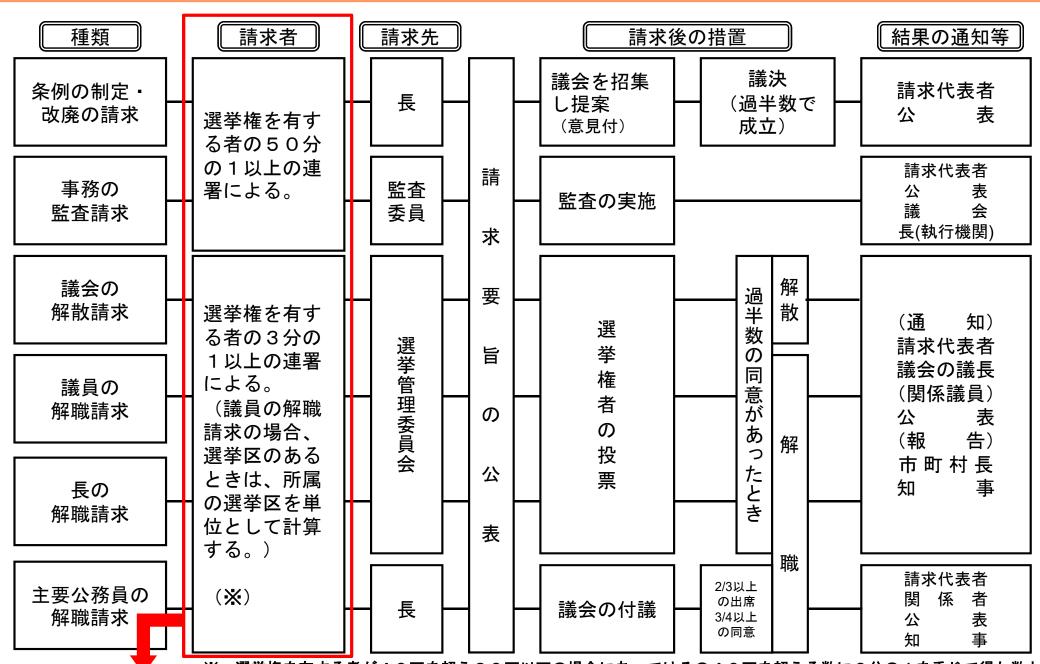
直接請求制度は、<u>間接民主主義の欠陥を補強し、住民自治の徹底を期するため、直接民主主義の原</u>理に基づく直接請求の権利を住民の基本権として認めているものである。(法一二、一三条参照)

(中略)普通地方公共団体の議会の議員及び長はいうまでもなく住民自らが選挙したものであり、その他の役職員もその代表者により選任されたものである以上、普通地方公共団体の運営は、基本的には住民多数の意思を反映して選任された者によるべきもの(間接民主制)であるから、当局者の施政が適切でなく、民意を反映していないとして、直接請求制度によつてその是正を行うとしても、それには自ら一定の限度があるべきであつて、直接請求の種類によつては発動に関して一定時期の制限があり、また、発動の要件として一定数以上の住民多数の意思の合致による一種の合同行為と観念されるべき性質を有するものとなつていることも当然としなければならない。もとより、それは、また濫用を防止し、いたずらに政治的陰謀の具となることのないようにするための配慮によるものでもある。

(逐条地方自治法第9次改訂版(松本英昭著)から抜粋)

- ◎地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)
- 第十二条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の条例(地方税の賦 課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃を請求する権利を有する。
- ② 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の事務の監査を請求する権利を有する。
- 第十三条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の解散を請求 する権利を有する。
- ② 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員、長、副知事若しくは副市町村長、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職を請求する権利を有する。
- ③ 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の教育委員会の教育長又は委員 の解職を請求する権利を有する。

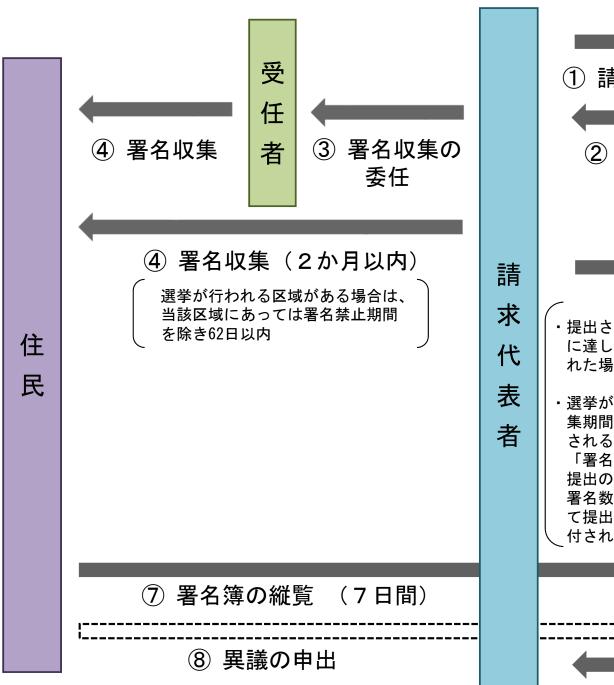
直接請求の仕組み



P3.4手続詳細

選挙権を有する者が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。

有効署名の総数の確定までの手続の流れ(都道府県・指定都市の場合)



① 請求代表者証明書交付申請

② 請求代表者証明書交付

⑤ 署名簿の提出

- ・提出された署名簿中の署名総数が法定署名数 に達しない場合や提出期間を徒過して提出さ れた場合は、審査されず署名簿は返付される。
- ・選挙が行われる区域がある場合、既に署名収 集期間が終了した他の区域の署名簿は仮提出 される。(その後、提出の申出があれば、 「署名簿の提出」となる。)

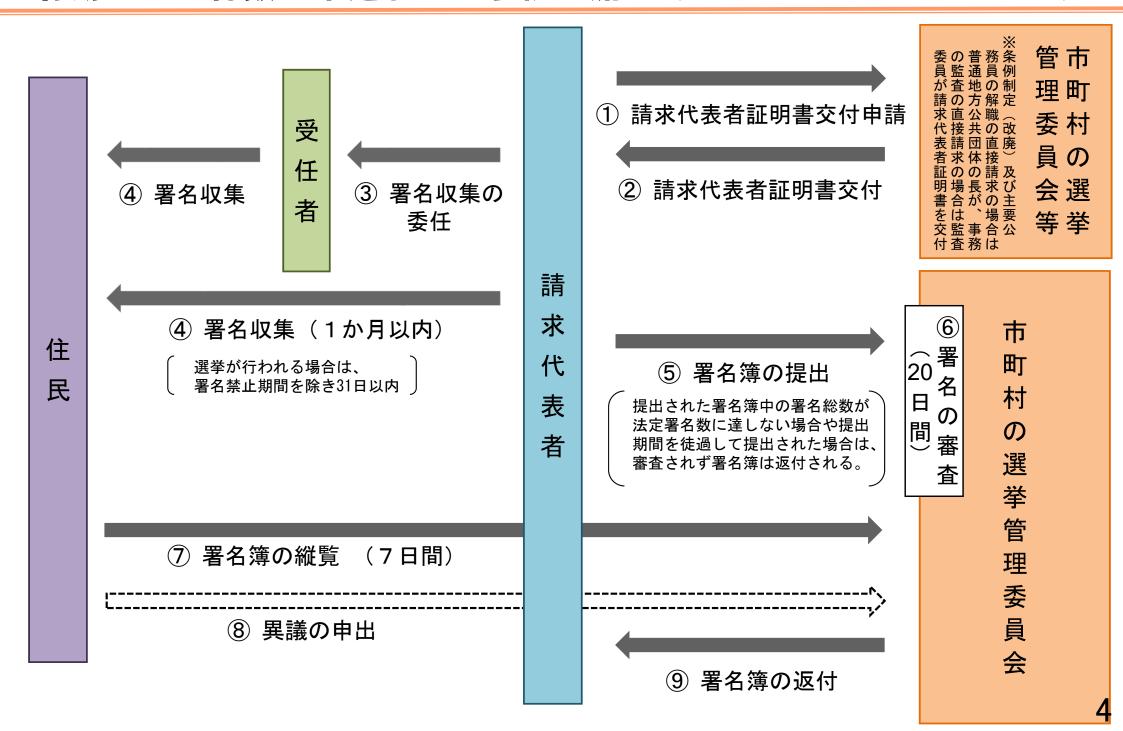
提出の申出がない場合や申出はされたが法定署名数に達しない場合、仮提出期間を徒過して提出された場合は、審査されず署名簿は返付される。

⑥署名の審査

市町村の選挙管理委員会市町村の選挙管理委員会

9 署名簿の返付

有効署名の総数の確定までの手続の流れ(指定都市以外の市町村の場合)



直接請求制度の主な改正内容について①

時期	改正概要	内容		
昭22	地方自治法制定	直接請求制度を規定		
昭25	罰則の追加	・署名に関する自由妨害罪、署名の偽造・増減に関する罪、関係書類の抑留・毀壊・奪取に関する罪に係る罰則を規定 (法74条の4①、②) ・請求書、請求代表者証明書や委任状を付していない署名簿、その他法令の定める所定の手続によらない署名簿を用いて署名を求めた者又は署名収集期間経過後に署名を求めた者に対する罰則を規定(法74条の4⑥)		
	署名簿の署名の 審査手続の整備	・選挙管理委員会に実質的審査権を付与(法74の2①) ・署名の無効の基準の設定(法74の3①、②) ・選挙管理委員会の実質的審査権を保障するため、関係人の出頭及び証言請求権を付与(法74の3③、④) ・署名簿の縦覧及び関係人による異議の申立制度の導入(法74の2②~⑥、74の3②)		
昭44	盲人の点字による 自己の氏名の記載	盲人が点字により自己の氏名を記載することを署名に含めることを規定(令92条①)		
	選挙中の署名運動 の禁止	・選挙運動と直接請求の署名収集がそれぞれ適正に行われるようにするため、選挙が行われるときは、一定期間、署名を求めることができないことを規定(法74条⑦) ・署名を求めることができなくなった期間を除き、都道府県に関する請求にあっては62日、市町村に関する請求にあっては31日以内を署名収集期間と規定(令92条③ただし書) ・署名収集を禁じられた期間に署名を求めた者に対する罰則を追加(法74条の4⑥)		
	署名簿の仮提出	・都道府県及び指定都市に関する請求における署名簿の仮提出制度の導入(令93条の2①) ・仮提出された署名簿について、提出する旨を申し出たときは、署名簿の提出があったものとみなすことを規定(令93条の2②) ・期間内に仮提出されなかった署名簿について選挙管理委員会が却下することを規定(令94条④)		
平3	監査委員の合議	監査委員が監査の結果に関する報告を決定するときは、合議によるものとすることを規定(法75条④)		
平6	代筆署名制度・ 代筆の罰則の追加	・心身の故障等により、署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者に委任して、自己の氏名を当該署名簿に記載させることができることを規定(法74条⑧、⑨) ・代筆署名制度の創設に伴い、署名偽造罪ではカバーしきれない場合について、新たに構成要件を追加(法74条の4③、④)		
平14	請求代表者の 議会での意見機会 の付与	・条例の制定又は改廃の直接請求により付議された事件を議会が審議する場合において、当該請求の代表者に意見を述べる機会を付与(法74条④) ・意見陳述の機会を与えるための諸手続を整備(令98条の2①~③)		
	必要署名数の緩和	選挙権を有する者の総数が40万を超える普通地方公共団体につき、必要署名数を、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数とすることを規定(旧法76条、80条、81条、86条)		

直接請求制度の主な改正内容について②

時期	改正概要	内容			
平23	請求代表者の資格 の制限	・最高裁平成21年(行ヒ)第83号同21年11月18日大法廷判決により、投票を伴う直接請求における請求代表者の資格制限を 明確に規定(法74条⑥) ・請求代表者証明書交付後に資格がなくなった場合の対応を規定(令91条③~⑤)			
	公務員等の署名 運動の禁止	公務員等がその地位を利用して署名運動を行うことを罰則により禁止(法74条の4⑤)			
平25	必要署名数の緩和	選挙権を有する者の総数が80万を超える普通地方公共団体につき、必要署名数を、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数とすることを規定(法76条、80条、81条、86条)			
	投票方法の見直し	議員及び長の解職請求に係る投票方法について、投票用紙に賛否を自書する方法とするとともに、議会の解散請求並びに議員及び長の解職請求に係る投票方法について、投票用紙の賛成の記載欄に〇の記号を、これに反対するときは反対の記載欄に〇の記号を記載する投票方法により行うことを可能とした(施行規則様式)			
	指定都市の 署名収集期間等 の延長	・指定都市の署名収集期間を1か月以内から2か月以内に改正(令92条③) ・選挙により署名を求めることができなくなった指定都市の区域における署名収集期間を署名収集禁止期間を除き31日以内から62日以内に改正(令92条③ただし書) ・選挙により署名を求めることができなくなった区域がある場合の署名簿仮提出期間を5日以内から10日以内に改正(令93条の2①) ・指定都市の署名簿提出期間を5日以内から10日以内に改正(令94条①) ・指定都市の本請求までの期間を署名簿の返付を受けた5日以内から10日以内に改正(令96条①) ・指定都市の本請求の補正期間を3日以内から5日以内に改正(令97条②)			
	委任届の廃止	請求代表者と選挙管理委員会の事務負担の軽減等の観点から、請求代表者が行う署名収集の委任に係る委任届を廃止(旧 令92条③)			
令2	合議できない場合 の監査結果の公表	監査の結果に関する報告について、合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項について の各監査委員の意見を請求代表者に送付し、公表等することを規定(法75条⑤)			
令3	押印廃止	・請求者代表者が市町村の選挙管理委員会に対し証明を求めるべき事項について押印を不要とした(法74条の2①) ・署名簿への押印を不要とした(令92条①、②) ・選挙管理委員会が署名簿の署名の有効無効を決定する場合に、その証明は印によらなくてもよいものとした(令94条②)			

直接請求の件数(平成11年4月1日~平成30年3月31日)

(単位:件)

区分	証明書の交付のみ に終わったもの	署名簿が取下げ られたもの	請求を却下したもの	辞職したもの (議会解散の場合: 総辞職・解散)	請求書を受理 したもの	合計
条例の制定又は改廃	46	15	4	_	714	779
監査	2	1	0	_	44	47
議会解散	26	3	2	8	44	83
議員の解職	14	14	1	29	15	73
長の解職	76	3	2	25	30	136
主要公務員の解職	1	0	0	0	0	1
合計	165	36	9	62	847	1,119

(地方自治月報第53号~59号より作成)